



吹田市  
Suita City

# 簡易専用水道 の適正な管理を！

**定期検査の受検、受水槽・高置水槽の清掃を忘れずに！**

## 【吹田市の担当者】

簡易専用水道は、年1回以上定期的に定期検査の受検と受水槽・高置水槽の清掃が法律で義務付けられています。また、不十分な管理が原因で、大きな事故を引き起こすこともあるので、気をつけてくださいね！

## 【簡易専用水道の設置者等】

水道は、毎日の生活に欠かせません。だから、日頃の点検や管理には十分に注意をしています。もちろん定期検査の受検と受水槽・高置水槽の清掃は、年1回以上定期的に実施していますよ。

**簡易専用水道（ビル・マンション等に設置されている受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるもの）は、設置者等が自らの責任で、水道法の規定に基づき、適正な管理を行わなければなりません。**

# ご存知ですか？ 簡易専用水道

**簡易専用水道**とは、吹田市水道部からの水を受水槽に受け給水する方式（受水槽式給水）の水道のうち「受水槽の有効容量\*が10m<sup>3</sup>を超えるもの」をいいます。

ただし、水道法第3条第6項で規定されている専用水道に該当しているものや、消火用、工業用等に利用されるものであって、まったく飲用されないものは除きます。

\*有効容量 受水槽のボールタップ、電極等により設定された適正に利用できる容量であり、総容量とは異なります。

なお、受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>以下の施設は、小規模貯水槽水道として、吹田市では「吹田市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領」により、管理基準等を定めています。

## 給水方式

主な給水方式には、直結式給水と受水槽式給水の2通りがあります。

### 直結式給水

吹田市水道部からの水が、配水管から蛇口まで切れ目なくつながったパイプで給水されている方式で、2階建てまでの建物では、通常この方式が使われています。

地域によっては、3階建て以上への直接給水も実施されています。

### 受水槽

（有効容量10m<sup>3</sup>を超えるものが、簡易専用水道です。）



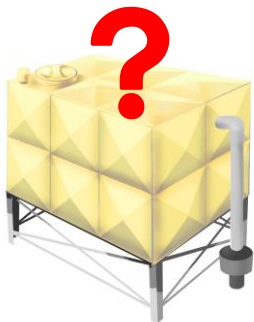
### 受水槽式給水

（簡易専用水道等）

3階建て以上のビル、マンション等の建物で、吹田市水道部からの水を一旦受水槽に受け、ポンプで屋上の高置水槽へ送って給水する方式です。

また、高置水槽を設けず受水槽からポンプで直接建物へ給水する方式もあります。

## 簡易専用水道の管理は、誰が？



- **簡易専用水道の管理は、設置者・管理者が自らの責任で行わなければなりません。**  
簡易専用水道のような受水槽式給水では、受水槽以降の給水施設及びこれらの施設から供給される水の水質は、簡易専用水道（受水槽）の設置者等が管理する必要があります。

例えば、分譲マンションの場合は、簡易専用水道（受水槽）の設置者・管理者である管理組合等が、賃貸マンションであればマンションの所有者である家主等が、簡易専用水道の管理をしなければなりません。

- なお直結式給水の場合は、給水管並びにこれと直結している給水器具によって、給水される水までが、吹田市水道部の責任範囲となります。

# 管理が悪いと大変なことに！

- 簡易専用水道の設置者等は、水質汚染事故が起こらないよう、日頃から受水槽、高置水槽の点検を定期的に行ってください。
- 受水槽には、その構造から**地上式**と**地下式**の2種類があります。**地下式**受水槽では破損していても外観からわかりにくいため、特に注意が必要です。

## 通気笠の固定は？

通気笠の脱落や防虫網が破損していると、雨水、昆虫等が受水槽等の中に入ることがあります。

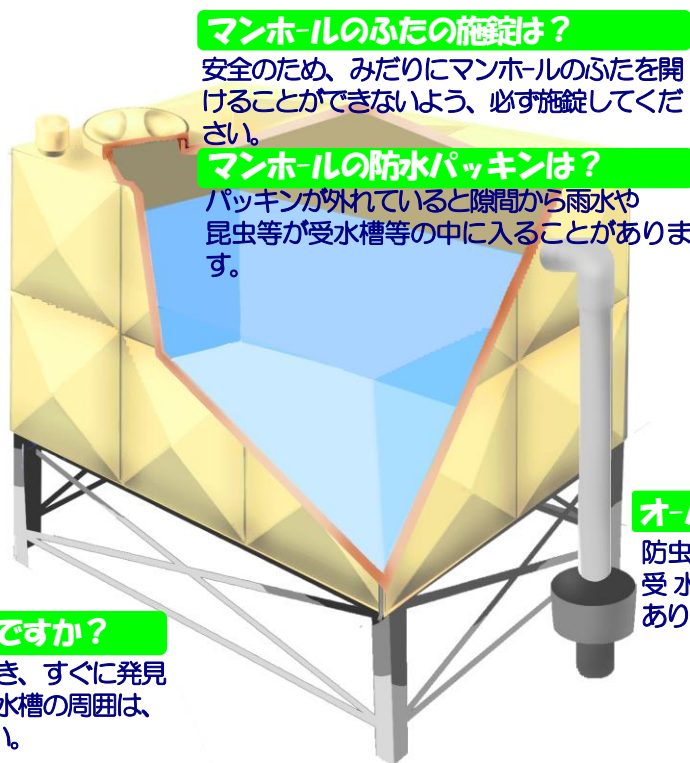
## マンホールのふたの施錠は？

安全のため、みだりにマンホールのふたを開けることができないよう、必ず施錠してください。

## マンホールの防水パッキンは？

パッキンが外れていると隙間から雨水や昆虫等が受水槽等の中に入ることがあります。

## 地上式 受水槽



## オーバーフロー管の防虫網は？

防虫網が破損していると昆虫等が受水槽等の中に入ることがあります。

## 受水槽等の周囲は清潔ですか？

漏水等、異常が発生したとき、すぐに発見できるように受水槽、高置水槽の周囲は、日頃より清潔にしてください。

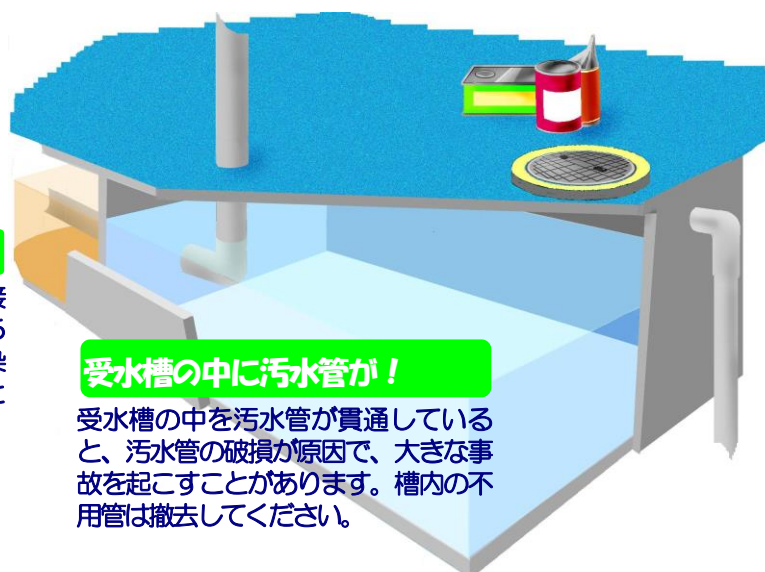
## 受水槽、高置水槽の掃除は？

受水槽等に貯まった、さび等の堆積物は、飲料水を汚す原因になります。

## 受水槽等の上部は清潔に！

受水槽等の上部には水を汚す恐れのある薬品等をおいてはいけません。

## 地下式 受水槽



## 受水槽の隣に汚水槽！

万一、受水槽と汚水槽が隣接していると、気づかいうちに壁のひび割れから汚水が染み出て飲料水を汚染することがあります。

## 受水槽の中に汚水管が！

受水槽の中を汚水管が貫通していると、汚水管の破損が原因で、大きな事故を起こすことがあります。槽内の不用管は撤去してください。

## マンホール枠の立ち上げは？

マンホール枠は、受水槽上部のたまり水が、受水槽内に入ることを防ぐため、立ち上げが必要です。



# 適正な管理のために、守らなければならないこと

## ● 簡易専用水道の管理基準

簡易専用水道の設置者等は、使用者が安心して利用できる水を供給するため、つぎの管理基準に従って管理をしなければなりません。

| 管 理 項 目                                                                                  | 管 理 内 容                                                                                      | 根拠法令                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| ●水槽の掃除<br>受水槽、高置水槽等の水槽の掃除を少なくとも年1回定期的に行うこと                                               | 水槽の掃除は、設置者等が自ら行わない場合には、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、知事に登録されている建築物飲料水貯水槽清掃業者に依頼して実施するようにしましょう。 | 水道法第34条の2第1項<br>同法施行規則第55条第1項 |
| ●施設の点検等<br>水槽その他の施設の状況を点検し、有害物や汚水等による水の汚染防止措置を講じること                                      | 施設の不備により供給する水が汚染されることのないよう施設の定期点検を励行し、不備な点を発見した場合は、速やかに改善してください。                             | 水道法第34条の2第1項<br>同法施行規則第55条第2項 |
| ●水質検査<br>給水栓水（蛇口から出る水）の色、濁り、臭い、味等に異常を認めたときには、必要な項目に関する水質検査を行うこと                          | 異常を認めたときは、吹田市保健所に連絡し指導を受けてください。                                                              | 水道法第34条の2第1項<br>同法施行規則第55条第3項 |
| ●給水停止及び関係者への周知<br>供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止するとともに、その水の使用が危険である旨を関係者に通報すること | 通報する関係者は、供給する水を利用している者、吹田市保健所、及び吹田市水道部です。                                                    | 水道法第34条の2第1項<br>同法施行規則第55条第4項 |

## ■ 登録検査機関による定期検査の受検（水道法第34条の2第2項）

簡易専用水道の設置者等は、国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関に依頼して年1回以上定期的に、定期検査を受けなければなりません。なお、検査には手数料が必要です。

登録検査機関は、施設の外観検査、給水栓における水質検査及び書類検査を行い、設置者等に検査済証と検査報告書を交付し、検査の結果、不適合事項があれば、その改善について助言します。

また、検査結果の不適合事項については、吹田市保健所へ報告を行い、指導を受けてください。（登録検査機関に報告を依頼することもできます。）



簡易専用水道検査機関一覧は、国土交通省又は環境省のホームページをご覧ください。

|                 |    |
|-----------------|----|
| 国土交通省 上下水道 検査機関 | 検索 |
| 環境省 水道 検査機関     |    |

## ● 定期検査を受検しない場合等、罰則が適用されることがあります。

水道法第34条の2第2項による、定期検査を受けなかったとき

水道法第37条による、給水停止命令に違反したとき

水道法第39条第3項による、報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は職員の検査を拒み、妨げ、忌避したとき

# 簡易専用水道に関する吹田市への届出等について

吹田市では、簡易専用水道の管理の適正を図るため吹田市簡易専用水道管理運営指導要領により、簡易専用水道の設置者等が遵守すべき事項について、つぎのとおり定めています。

## ① 吹田市へ、届出をしてください。

|                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| ○ 簡易専用水道給水開始届   | 簡易専用水道の給水を開始したとき          |
| ○ 簡易専用水道（休・廃）止届 | 簡易専用水道を休止又は廃止したとき         |
| ○ 簡易専用水道届出事項変更届 | 簡易専用水道の設置者、管理者、施設等を変更したとき |
| ○ 簡易専用水道事故報告書   | 簡易専用水道に関する事故が起こったとき       |

- 届出様式及び吹田市簡易専用水道管理運営指導要領は吹田市のウェブページでご覧いただけます。

吹田市 簡易専用水道届出様式 検索



## ② 水質異常や事故が発生したら、すみやかに吹田市保健所へ連絡を！

- 給水の異常により水質検査を実施した場合
- 水質汚染事故発生等による給水停止を行った場合
- その他水道に関する事故が発生した場合

## ③ 書類の整理保存を！

適正な管理を行うために、施設の配置、給水系統等の図面、受水槽・高置水槽の掃除の記録、及び定期検査に関する帳簿書類は、日頃より整理保存をしておいてください。書類の保存期間は、設備の配置・系統等の図面は永年、その他の管理記録等は3年です。

### ● 吹田市からの改善指導

吹田市保健所長は、設置者等からの定期検査結果の報告等により、衛生上問題があると認められた場合など、必要に応じて改善指示（水道法第36条第3項）、給水停止命令（水道法第37条）、報告の徴収及び立入検査等（水道法第39条第3項）を行います。

吹田市健康医療部衛生管理課（環境衛生担当）  
〒564-0072 吹田市出口町 19-3  
TEL：06-6339-2226  
FAX：06-6339-2058  
E-mail：e-kanri@city.suita.osaka.jp